議案第111号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和２年９月１日提出

伊賀市長　岡　本　　栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表第９を次のように改める。

別表第９（第２条関係）

証明及び閲覧に関する事務

手数料を徴収する事務		手数料の額	
1	公租公課に関する証明手数料	１件につき	300円
2	動産又は不動産に関する証明手数料	１件につき	300円
3	営業に関する証明手数料	１件につき	300円
4	法人に関する証明手数料	１件につき	300円
5	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	１件につき	300円
6	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	１件につき	300円
7	戸籍の附票の写しの交付手数料	１件につき	300円
8	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	１件につき	300円
9	個人番号カード再交付手数料	１件につき	800円
10	住民基本台帳又はその一部の写しの閲覧手数料	１件につき	300円
11	身分に関する証明手数料	１件につき	300円
12	印鑑に関する証明手数料	１件につき	300円

13	印鑑登録証交付手数料	１件につき	300 円
14	認可地縁団体印鑑登録証明手数料	１件につき	300 円
15	埋火葬に関する証明手数料	１件につき	300 円
16	改葬許可証交付手数料	１件につき	300 円
17	各種予防接種に関する証明手数料	１件につき	300 円
18	公簿、公文書、図面に関する証明手数料	１件につき	300 円
19	公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料	１件につき	300 円
20	公簿、公文書、図面の謄本又は抄本の交付手数料	１件につき	300 円
21	地番図又は航空写真付き地番図の交付手数料	１枚につき	300 円
22	その他諸証明手数料	１件につき	300 円

備考

⑴　個人番号カードを再交付する場合で、カードの追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の手数料は、無料とする。

⑵　住民基本台帳又はその一部の写しの閲覧は、20 人以内をもって１件とする。

⑶　数種類を一括して１通の証明書を交付する場合は、１人１種類ごとにこれを１件とし、２人以上を列記して１通の証明書を交付する場合は、１人１種類ごとにこれを１件とし、同一種類２通以上を交付する場合は、１通ごとに１件とする。ただし、本籍又は住所若しくは居所を同じくする親族に対し同一事項の証明をする場合は、この限りでない。

⑷　土地は、５筆までを１件とし、６筆以上１筆を加えるごとに 50 円を加算する。

⑸　建物は、３棟までを１件とし、４棟以上１棟を加えるごとに 50 円を加算する。

⑹　公簿、公文書、図書の謄本及び抄本は、用紙１枚をもって１件とし、２枚以上１枚を加えるごとに 50 円を加算する。ただし、図面の謄本及び抄本は、美濃紙型をもって１枚とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。